

入札監理小委員会 第669回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 6 6 9 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 4 年 9 月 21 日（水）16：17～17：49

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務
（厚生労働省）

○地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務（環境省）

○地球温暖化対策ナレッジマネジメント事業委託業務（環境省）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、川澤専門委員

（厚生労働省）

労働基準局補償課 課長 西岡 邦昭

労働基準局補償課 通勤災害係長 松田 裕史

（環境省）

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 室長補佐 今野 孝紀

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 係員 杉野 伊吹

（環境省）

地球環境局総務課 課長補佐 菊池 圭一

地球環境局総務課 係長 高橋 仁

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第669回入札監理小委員会を開催します。

初めに、労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務の実施要項案について、厚生労働省労働基準局補償課、西岡課長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○西岡課長 補償課長の西岡と申します。それでは、実施要項と、それから仕様書につきまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、実施要項でございますけれども、資料A-2、通しページの4ページを御覧いただければと思います。

最初に、事業の目的についてでございます。私どもは労災保険制度を所掌しておりますけれども、この制度につきましては、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行う制度として、労働者を1人でも雇用されている事業主の方の負担される保険料によって賄われているというものでございます。

そして、今回の事業にも関連する内容ではございますけれども、交通事故など、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合につきましては、当該事案につきましては第三者行為災害と位置づけられまして、この場合、政府は、被災労働者に対して支払った労災保険給付額を限度として、その被災労働者の有する第三者に対する損害賠償請求権を代位取得しまして求償を行っているというものでございます。

この労災保険制度でございますけれども、こうした第三者行為災害に係る求償債権を中心とした各債権の収納未済の額が累計で200億円以上となっている中において、これらの債権を有する47都道府県に設けられております出先機関の労働局におきましては、債権回収に向けた債務者への督促業務ですとか、担当弁護士等との折衝が大きな負担になっているというところでございます。

そこで、本事業におきましては、債権回収について専門的な知識、それから経験を有しておられる弁護士、または弁護士法人に対しまして、債務者の督促業務でありますとか、債権回収に向けた担当弁護士等との折衝を委託することによって、労働局の負担軽減、それから収納未済債権の効率的な回収等を図ることを目的としております。

次に、5ページを御覧いただければと思います。まず、資料A-3には、本事業概要のポンチ絵を御用意しておりますので、そちらも併せて御参照いただければというふうに思います。

業務内容についての説明をさせていただきます。詳しくは仕様書の方でも御説明させていただきますけれども、まず、納入督促業務でございますけれども、こちらの業務につきましては、そこに書いてございますように、郵送による督促状の送付ですとか、それから電話督促のほか、債務者の所在が不明の場合には現地調査による所在確認等を行うということでございます。それから２点目の債権回収業務でございますけれども、これは弁護士より債務者等との折衝を行うというものでございます。これらに加えて、第三者行為災害事務に係る法律相談業務としまして、労働局からの相談を受けて、民事損害賠償実務を踏まえた弁護士による法的見解等を踏まえた法務相談を行うということでございます。

なお、本事業につきましては、厚生労働本省で受託者と契約の上、各種債権を保有している労働局から直接受託者に委託する形になってございます。

続きまして、その下の１．２、サービスの質の設定についてでございます。本事業におきます目標値につきましては、納入督促業務においては債権の納付がなされない債務者と接触することを目的としておりますので、債務者等との接触率、これについて過去３か年の実績に基づいて３５％に設定をしております。それから、債権回収業務のほうでございますけれども、実際に債権を回収するための折衝等を行うということで、こちらのほうは債権回収率を令和３年度の実績に基づきまして１０％ということでの設定をさせていただいております。

次に、６ページを御覧いただきます。実施期間に関する事項につきましては、令和５年４月から、令和７年度末までの３か年としてございます。これについては、これまで単年度の実施でございましたけれども、本事業につきましては、専門性が高いということで、事業の継続的な実施によるノウハウ等の蓄積によって業務の効率化が期待できるということとありますとか、受託者におきます人材確保の観点から、単年度よりは複数年による実施によったほうが競争性の確保に資するものと判断いたしまして、複数年で実施することとさせていただいております。

続きまして、入札資格参加に関する事項についてでございますが、本事業の独自の事項といたしまして、（１）に書かれておりますけれども、弁護士または弁護士法人であることとしております。これは、債権回収業務が、御案内のとおり、弁護士法第７２条により、特例を除いて弁護士または弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で業として実施することはできないとされておりますために、このような要件を設定させていただいております。

それから次に、8ページのところを御覧いただければと思います。4の（1）の入札の実施手続、それからスケジュールについてでございます。入札説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を控えておりましたけれども、今回、オンラインにより実施をする予定としております。また、近年の一者応札の改善に向けた取組といたしまして、公告期間を長くするよう取り組んできたところですが、この点については、残念ながら目立った改善というのは見られないというところでございます。これについては、1者応札の主な原因というのが、技術提案書の作成など、入札参加に向けた準備期間が不十分であったということのほかに、人材確保を含めた落札後の事業実施体制を構築していく期間、すなわち事業を実施するまでの準備期間が短いとなかなか対応できないということで、その期間が不十分であるということが原因ではないかというふうに考えられたところでございます。

このため、今回の本事業におけるスケジュールにつきましては、そこに示しておりますけれども、落札者の決定から事業実施までに2か月程度を確保するように努めているというところでございます。ですので、今までは2月上旬までの期間としていたところもありまして、これを1月中旬に少し前倒ししておりまして、今回は1月上旬ぐらいまでを入札書類の提出期限とするということで、段階的ではありますが、事業開始できるまでの期間を確保できるようにしたというところでございます。こういった見直しも含めて、競争性の確認に資するのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、4の（2）の下のところでございます。入札の単位でございますけれども、こちらにつきましては、スケールメリットを生かすために、これまでどおりに全国を2つのブロックに分けて実施するというようにさせていただいております。

実施要項に係る説明は以上になります。続きまして、各業務について仕様書に沿って説明をさせていただきたいと思っております。資料は、仕様書になりますので、大分めくっていただきまして、19ページからでございますが、21ページのところを御覧いただければというふうに思います。

最初に、中ほどのところに、2の（2）委託事業の実施単位のところがございますけれども、これについては、先ほど申し上げましたように、2ブロックの区分ごとに事業を実施することとしてございますけれども、先ほど申し上げました3つの業務につきまして、労働局ごとに、それぞれの各業務における上限の件数というのを設けさせていただいております。この範囲内において各労働局は委託することを原則としておりますけれども、

これを超える労働局があったとしても、受託者が各ブロックにおける業務ごとの上限件数の範囲内であれば対応するということになるということになります。それから、上限件数については、後ろの別紙1－1というところに記載していますが、この上限件数につきましては、事業実施期間中に変更されることはないということで、この別紙1－1に掲げている上限件数が年度ごとに適用されるということになりまして、前年度の残件数の繰越しはないという扱いにしております。

続きまして、21ページの3の納入督促業務についてです。委託者への委託の方法といたしましては、22ページの2のところに書いておりますけれども、(2)の債務者リストの提供時期及び方法というところがございますけれども、債務者の氏名ですとか住所、それから連絡先、債権額等を記載した所定様式を別途協議の上定められた各月の期日までに、受託者に電子メールで提供することによって行います。

その下の(3)の業務のところがございます。納入督促業務ですが、こちらは督促状等の発送、電話督促、住民票の写し等の取得、それから行方不明債務者の現地調査のほか、受託者の提案による独自事業を行うことも可能としてございます。

仕様書のほうは、後ろになって恐縮でございますけど、めくっていただきまして、36ページに、令和4年度の、本年度の本業務に係る仕様書をまとめたものでございます。これまでは、この別紙1－2のとおり、業務を行う順序ですとか具体的な対応について細かく指定をしておりました。具体的には、ここに書いております督促状の発送をして、それから電話督促をやって、それから現地調査を行うというように順次やるということになっておりましたけども、戻っていただいて、22ページ以降のところに記載しております仕様書、今回の仕様書におきましては、入札参加者の創意工夫を促すべく、これらの順序、それから具体的な対応について、仕様書では細かく指定はしないということにしております。このため、各業務における具体的な対応を入札参加者がイメージできるように、23ページの電話督促ですとか24ページの行方不明者の現地調査において、我々の方で想定として考えているものとして、先ほどの4年度事業における対応、仕様をベースに記載させていただいております。ですから、業務をやる順序については、あまり縛りを持たせないということでの弾力化を図っているというものでございます。

続きまして、24ページの住民票の写し等の取得につきましても、これまでは事案を限定しておりましたけれども、これを活用した効率的な業務の実施を期待して仕様書に定める必須事案以外のものについても取得することを可能としておりまして、こうした点を踏

まえた提案が技術提案書においてもなされることを期待しているというところでございます。

次に、25ページの(4)の中ほどの説明のところですが。業務内容として要求する水準でございます。これについては、先ほど御説明させていただきましたように、本業務は債務者と接触することを目的としておりますことから、債務者と接触できるまで、または債務者から債務承認書が提出されるまで業務を行うということにしております。これまで、仕様書にはこのような記載がなくて、業務の終わりが見えなかったというところがございますので、今回整理して記載しております。

なお、本業務につきましては、受託者による納付までの債権管理というものは想定しておりませんで、債務者から受託者宛てに連絡があった場合においても、必要事項を確認の上、労働局に取り次いでいただければ、当該事案における対応は終了となります。このため、本業務を直接、弁護士が行うことは想定しておりませんで、弁護士の指揮命令下において弁護士以外の方が行うことを想定しているというものでございます。

次に、26ページから27ページを御覧いただければと思います。こちら、大きな業務の2点目の債権回収業務の業務内容についてでございます。26ページ、4の(2)、下のほうでございますけれども、受託者への委託方法につきましては、納入督促業務と同じように、債務者の氏名、それから住所、連絡先、それから債権額等を記載した所定事項を別途協議の上定められた各月の期日までに、受託者にメールで提供することにより行うということにしております。また、本業務においては、過失割合等について債務者との折衝を行うということになりますので、受託者において具体的な事案内容を把握する必要がありますので、事案に係る調査資料、こういったものを労働局から事前に受託者宛てに送付するというようにしております。資料を受け取った受託者においては、必要に応じて追加で調査を行っていただいた上で、27ページの上のほうに書いておりますけれども、内容証明書の送付ですとか債務者との折衝を行っていただきまして、債務承認書を受領の上、労働局に送付するというようになります。

27ページの(4)業務内容として要求する水準でございますけれども、これにつきましては、債務者と折衝して債権回収を行うことを目的としておりますので、書いてございますように債務承認書を受領して、債権の全部または一部が納付されるまで業務を行うということにしております。

次に、２８ページを御覧いただければと思います。３番目の、最後の第三者行為災害事務における法務相談業務についてでございます。この業務については、労働局で行っております三者求償債権に係る債務者との調整などの事務処理におきまして、過失割合ですとか、それから損害賠償責任の有無などについての民事損害賠償実務に係る疑義等について法的見解等の回答を行う業務となっております。委託者の委託方法としましては、２８ページの５の（２）のところに書いておりますけれども、照会内容等を記載した所定様式を、必要に応じて資料と併せて受託者へ電子メールで送付することにより行うということでございます。受託者は、送付された所定様式に回答を記載して、必要に応じて回答に係る参考資料を添付の上、原則として１か月以内に電子メールにより回答を行う形になってございます。

２９ページ以降につきましては、所定様式の取扱いですとか研修の実施、それから業務実施マニュアルの策定、労働局との打合せ、事業実施体制に係る仕様等について定めております。

２９ページの６の様式につきましては、受託者の利便性にも配慮できるように、指定する様式以外の使用についても一定要件のもと可というふうにしてございます。

最後に、後ろのほうで恐縮でございますが、８５ページのところを御覧いただければと思いますけれども、実施要項の別紙の技術提案書の評価基準、それから採点表についてでございます。これについては、先ほど御説明させていただきましたように、これまで本事業については、提案者の裁量の余地が少なかったということで、提案書の評価においては、事業実施体制に関する評価が中心となっておりましたけれども、今回の仕様においては、納入督促業務の実施手順の柔軟化などの改善を行っておりますので、こうした提案内容を評価できるようにしてございまして、創意工夫のある提案を促すべく、評価のウエートを大きくしているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○辻副主査 お願いいたします。実施要項の、まず、９２分の５ページでございます。本事業の概要とございまして、念のため、今伺っている限りでは、恐らくこれは訴訟提起まではする必要はないのかなと思ったんですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○西岡課長 それで結構でございます。

○辻副主査 恐らく債権回収業務委託する弁護士からすると、その訴訟提起があるかないかは多分大きなポイントとなってくる可能性がありますので、訴訟提起はないとか大きく書いていただけると、より門戸が広がるのかなと思いました。

それから、同じページの下のほうに目標値がございます。サービスの質の設定として書かれておりますが、もしこの目標値を下回ってしまった場合には、この委託費が減額されるとか、そのようなことはございますでしょうか。

○西岡課長 それは、特に想定してございませんので、そのようなことはないということでございます。

○辻副主査 それは、実施要項には明記されておりますでしょうか。

○西岡課長 実施要項自体には明記してはない状況でございます。

○辻副主査 恐らく初めてこれに立候補する弁護士先生たちは、きっと目標値がある以上は減額されるのじゃないかと考えると思いますので、もしも減額がないのであれば、その旨、明記いただければと思いました。

それから、92分の27ページでございます。1個前の92分の26ページを御覧くださいませ。92分の26ページの4番の債権回収業務でございまして、表がございます。こちらに、受託者に対して送付されてくる資料が恐らく列挙されているのかと思われますけれども、例えば、三者求償債権と書かれているところの③です。事案の概要やこれまでの債務者との接触状況及び納付の経過等が分かる資料とございます。この辺りも受託しようかどうか迷っている先生からすると、きっとどのくらいの負担なのかというのをちょっと見積もりたいと思うのではないかと推測します。もし可能であれば、実際に送られてくる資料、もちろん個人情報の問題等ございますから任意とすることが必要かもしれませんけれども、もし可能であれば、実施要項に、こういう具体例で資料が送られてきますと。実際のケースとしてはこういうのがあると、より門戸が広がるのかなと思いました。さらに説明会等においては実物をお示しなさるとか、御検討をいただければと思いました。

もう1点だけです。92分の27ページでございます。こちらの(4)業務内容として要求する水準とございまして、こちらには、まず、債務承認書を受領した上で、債権が全部または一部納付されるまで行うこととございます。これは、この1行だけ書いてあるということは、具体的に、どのくらいの頻度で接触するか、どういう内容証明を送るか、それは全部受託者にお任せなのかなとは思いますが、実施府省としては、特段督促

をする回数とか程度とか、その辺りは特段こだわりというか、そういうものはないという理解でよろしいでしょうか。

○西岡課長 債権回収のほうについては、その回数等の制限というのは特段設定はしてないという状況でございます。

○辻副主査 この1行だけ見ると物すごく高いレベルのことが要求されているかのようにも読める可能性がございますので、実際の実施府省側の期待する内容を具体的に書いていただけると、より手が挙がりやすいのかなと感じました。

ありがとうございます。以上でございます。

○西岡課長 ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

川澤先生、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。まず、上から順に、資料A-2の、まず92分の5ページのサービスの質の設定につきまして、債権回収率、件数、金額が設定されています。29ページのところに、区分として継続、新規、再度といった形で区分があると思うんですが、その区分ごとに目標を設定する、もしくは古いものから回収を促すといったような、何か区分ごとの目標値であったり指標を設定するということは考えにくいのでしょうか。

それが、必ずしも今回目標値までは設定できなくても、実績として把握して、次年度以降に目標値を設定するというのも重要ではないかと思うんですが、その辺りはいかがですか。

○西岡課長 現時点は、年度でどれだけの受託ができるか、ローリングポイントについて件数もあったりするものですから、どのような目標設定ができるかというのは、ちょっと設定しがたいところもあるんですけども、それについては引き続きちょっと検討していきたいと思います。

○川澤専門委員 もしそうであれば、92分の17ページのところに、本事業に係る評価に関する事項で、(2)の部分で、どういう点について評価するかという評価項目があると思います。そこに明記していただいて、きちんとその実績については把握して、次年度以降に検討されるほうがいいのではないかと思います。これは意見です。

○西岡課長 ありがとうございます。承知しました。

○川澤専門委員 続いて、92分の6ページの入札参加資格なんですが、これは共同体も認めているということで、92分の7ページの(15)入札参加グループというのがあるんですが、参加グループは、弁護士法人とそれ以外の企業が共同体で提案することも可能なんですか。

○西岡課長 債権回収業務等が弁護士の方でやっていただく業務というのは限定される部分がございますけれども、全てのグループが弁護士法人でなければならないということまで想定してございません。ただ、代表のグループについては弁護士法人のほうでやっていただくということになるかなというふうに思っております。

○川澤専門委員 分かりました。そうであれば、92分の8ページのところに、③で上記1から14の全てを満たすこととあるんですが、これについては、代表者が全て満たすということで、それ以外のグループ参加者は満たさなく、弁護士法人でなくてもいいということであれば(1)を満たさなくてもいいんだと思いますので、整理をして、グループ参加者が弁護士法人プラスほかの企業でもいいということが分かりやすいような形に記載いただくといいのかなと思いました。

○西岡課長 はい、承知しました。

○川澤専門委員 92分の8ページで、今回説明会含めて公告期間を長めにとっていただいたかと思うんですが、GEPSにも掲載される御予定ありますか。政府全体の調達ポータルにも掲載される御予定あるんでしょうか。

○西岡課長 申し訳ございません、今現時点ではちょっと想定はしていないところでございます。

○川澤専門委員 基本的には、政府全体の調達情報が一元化されている調達ポータルがありますので、ぜひ掲載したほうが、より幅広い者から御覧いただけるのかなと思いますので、確認いただければと思います。

○西岡課長 承知しました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 あと2点だけ、92分の23ページの電話督促、②であるんですが、ここは、例えばどういう文言というか、どういう原稿で電話督促をされていたかというような細かい内容は、30ページに記載されているマニュアルにも含まれているんでしょうか。特にどういう声かけをするかというのはかなり重要なところだと思うんですが、その辺り、マニュアルというのはどこまで詳細なものなのかというところはいかがですか。

○西岡課長 申し訳ございません、今現時点、ちょっと手元で中身を確認してないところはございますけれども、基本的な説明とかやり取りのところというのは、ある程度明確化にしたほうがいいところもございますので、内容を確認して、そういったところが入ってないようであれば、そういったものをちょっと盛り込むような形で、受託された委託者の方がやりやすいような形で運用していきたいというふうに思っております。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。特に今回2つのブロックに分けて実施されることもあると思いますので、全ての内容が同一の水準ということも含めて、マニュアルについての詳細度を御確認いただければと思います。

最後に1点、92分の91ページで人員を開示していただいているかと思います。これ、東日本ブロックと西日本ブロックそれぞれ足し上げると126名ぐらいになるんですが、これは実員126人ということでしょうか、この事業を実施する人数について。

○西岡課長 実員については、それぞれの業務に対応した人員ということですので、126名の方が対応したということではないかと思います。統括管理業務の方であれば4名です、ここは弁護士の方が恐らく4名になるとは思いますけれども、納入督促業務などと、所在地確認が25名になっていますけれども、そういう意味で、25名と未納通知の12名足して37人の方が対応されたということではなくて、その業務について対応された方がそれぞれの人数ですとか重複されている数も入っているというふうに思っています。

○川澤専門委員 分かりました。そうであれば、そちらが分かるような形で書いていただいたほうがいいのかなと思います。

○西岡課長 承知しました。

○川澤専門委員 以上です。

○西岡課長 ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。

では、浅羽先生、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただきどうもありがとうございました。評価についてでございます。92分の85ページ及び86ページのところで、御説明いただきましたとおり、創意工夫の余地が確かにかなり拡大しているというふうに思います。

ただ、一方で、ちょっと分からない点がございます。最初のところで、これは合か否かですので、それほど大きな影響はないかもしれないんですが、事業実施に当たっての基本

的な考え方の中で、理念を問う、理念を示せというふうにあるんですけども、こういったようなものがストレートに必要なのかというのが、まず第1点。

それから、第2点目なんですけど、これはサービスの質の設定が先ほど来、何度か質問等でも出ていますけれども、あそこで設定されているのは35%や10%というのはあくまで最低限度で、どれだけ頑張ってくれるかというところが、結局手を挙げた事業者がどういう体制を組むか等によって、ある程度図れるかもしれないと思うんですが、これらの評価基準の中に、効率的にやるというところはかなりあるんですけども、事業の実施体制で、例えば、うちは数でいくんだと。数でいって、35%、10%じゃなくて、もっと高いパーセントがうちは見込めるような人数を突っ込んでいるんですといったようなことは、どこで加点されるのかなと。実施体制に関しては、可否のところでは必須の、1の(3)のところであるんですけども、それ以上を上乗せでやったときに、どこの点がどれぐらい上がるのかなというのがちょっとよく私には分からなかったんで、そうした提案をどのように積極的に点を上げていくかというような点について、以上2点について教えていただきたいと思いました。

○西岡課長 それについては、現時点では(3)の中ほどの事業実施体制の枠の2つ目、真ん中の枠になると思いますけれども、業務実施に関する知識、経験、それから資格を有する担当者をより適切な実施体制が整備されていることというところですか、委託業務に関する事項の2の(1)のところの「効率的かつ確実な債務者等との接触に向けて有効な方法及び手順となっているか」といった項目などで評価することになるかとは思いますが、この辺りは、必要に応じて、より明確にこの区分で評価できるというような形にする等により対応をしていきたいと思ってございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。最初の実施に当たっての理念というのは、端的に言って必要でしょうかということに関しては、これはどうなのでしょう。何となく評価のしづらいところかなと実は思っていて、そういったようなものを伏せるというのはなかなか厳しいかなというふうにも実は思ったところで。

○西岡課長 そうですね。これは、事業についてどの程度御理解いただいているかといったようなことを確認・評価する項目かと思しますので、端的にそういったことが評価できれば良いかと。

○浅羽副主査 そこは確かにすごい大事だと思います。

○西岡課長 そのように思っておりますので、ちょっとこの辺りも、表現ぶり含めて、若干検討して修正していきたいというふうに思っております。

○浅羽副主査 承知いたしました。

○中川主査 辻先生、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。実施要項の92分の85ページでございます。別添の2でございます。

こちらを拝見すると、たしか1基本事項の(3)事業実施体制でございます。こちらの一番上に、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているかという記載がございます。例えば預かった案件の数によっては、現状、当該弁護士法人が抱えている先生だけでは、処理がし切れなくなったりする場合もあるかもしれません。そのような場合に、人員が足りなくなった場合に、この債権回収業務をほかの事務所の弁護士に再委託するということは可能でしょうか。

○松田通勤災害係長 厚労省の松田でございます。私のほうから御回答させていただきます。実施要項のところで書かせていただいているかと思うんですが、企画立案など、事業の根本に関わる部分につきましては再委託ができないということを書かせていただいているかと思しますので、あくまで受託者の指揮命令に基づいて業務を実施していただく形で再委託ということであれば問題ないのかなというふうには思っております。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

それからもう1点だけ、たしか、過去の入札結果の応札できなかった方のコメントが記載されていたかと思います。資料A-4だったと思います。

資料A-4の左から、2019年の欄です。そちらを拝見すると、この相談業務、こちらが弁護士業務と同等度の労力を要するため件数が多いと参加が難しいとございます。たしかこの法務担当業務に関しては、過去の実績が数十万円、100万円いかなかった感じがございまして、あまり相談件数はなかったのかなと推測するんですけども、従前の相談の件数を、この実施要項の法務相談業務があるという部分に分かりやすく、過去実績は何十件しかございませんみたいな感じで明確化することは可能でしょうか。

○西岡課長 相談業務については、前年度については、上限は東日本で89件、西日本は75件ということで164件ですけれども、どれだけの業務量が見込めるのかというところがございまして、御指摘を踏まえて、実績についても明示するような形で対応していきたいと。

○辻副主査 ありがとうございます。それから、特に中央省庁からの法律相談を受ける場合でちょっと怖いのが、とても内容が高度だったりして、弁護士でもちょっと困ったりする相談が来たりすることが結構ございます。これも可能ならでございますけれども、例えば過去こういう一般論でこういう質問した、こういう水準の質問が来ますよということがあると、相場感が掴めて手を挙げやすくなるかもしれません。これも御検討いただければと思いました。

○西岡課長 承知いたしました。

○辻副主査 最後に1点だけです。たしか、委託する義務の中に、消滅時効の管理をするということが明確に書いてなかったのかなとちょっと記憶しているんですが、そもそも今回、委託される債権というのは、新鮮な債権と申しますか、発生して間もないとか、それから、既に承諾書をもっているから時効が一旦止まっているとか、少なくとも今回、委託した期間においては消滅時効、時効消滅しない、そういう債権だったりするんでしょうか。

○松田通勤災害係長 厚労省の松田のほうから御回答させていただきます。厚労省で指定している様式のほうには、いつ時効を迎えるんだというところも記載するようになっておりますので、受託者のほうでは、時効の兼ね合いも含めて業務を実施していただくことになろうかと思っております。

○辻副主査 自分か受託している、委託を受けている途中で時効消滅してしまう債権があった場合、それは一旦、数か月前ぐらいに厚労省にお戻しするとか、そういうシステムになっているんでしょうか。

○松田通勤災害係長 基本的に、受託した事案で消滅時効を迎えてしまうということを、現時点では、正直申し上げて想定しておりませんので、私どものほうとしましては、委託をしてからの受託者の動きというのを労働局のほうで把握しつつ、この時期までにこういった業務をやってほしいとか、そういった形で指示をしながら、我々のほうでも、時効が消滅しないように管理をしていく、受託者も、その一方で委託されたデータ、消滅時効の記載の部分の踏まえて処理を進めていくものというふうになります。

○辻副主査 分かりました。これももし可能だったら、例えば時効消滅間際になったものに関しては、恐らく厚労省にお返しをして訴訟提起をしないと時効が止まらないと思いますので、この辺り、委託した債権が委託した状態でそのまま時効で消えてしまうということがないような仕組みを検討していただければと思いました。

以上でございます。

○中川主査 川澤先生、お願いします。

○川澤専門委員 今回の消滅の関係で、想定されてないということではあるんですけども、仮に消滅した場合には、目標水準の分母からその債権額は消えるんでしょうか。つまり、それが消えないと、恐らく消滅したほうがより目標水準を達成しやすいということになってしまいますので、そこは、これまではそうではなかったんだと思うんですが、少し受託者の裁量を増やして、やり方に自由度が増すと、目標水準との兼ね合いで、きちんとそこは明記しておいたほうがいいのかという気はいたします。

以上です。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。いろいろ御意見いただいた件につきまして、厚労省で一度、見直した上で、先生方に確認いただききパブコメに移るということでよろしいでしょうか。

○中川主査 結構かと存じます。

○事務局 ありがとうございます。そうしたら、後ほどよろしく願いいたします。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、厚生労働省におかれまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○西岡課長 ありがとうございます。

○事務局 それでは、厚生労働省、西岡様、御説明ありがとうございました。

バツボタンをクリックしまして、御退室をお願いいたします。

(厚生労働省退室)

(環境省入室)

○中川主査 それでは次に、地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務の実施要項案について、環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、今野室長補佐から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○今野室長補佐 よろしいでしょうか。環境省地球温暖化対策事業室の今野と申します。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務について御説明をさせていただきます。

まずは、当該事業の概要について説明をさせていただきます。資料のB-3ですか、事業概要の説明資料がよろしいかと思いますが、こちらは投影とかは特になく、そのまま説明してよろしいですか。承知いたしました。

では、本事業の背景目的といたしましては、政府として目指す2030年度におけるCO₂削減量の46%削減目標、それから、さらなる高みとしての50%目標、また、2050年のカーボンニュートラルの目標の達成に向けて、地球温暖化対策に貢献する技術の実証というところについては非常に重要だというふうに考えております。それらの業務を円滑に進めるため、評価であったり進捗管理、それからフォローアップ等について行っているんですけれども、それらの管理業務を委託しているというものでございます。

その管理業務といたしましては、採択に係る審査であったり、年度への継続に係る審査等の外部有識者からなる専門委員会を行ったりですとか、技術実証の中で行われる検討会に出席して、技術的課題のみならず、事業化に向けた科学的、あるいは経営学的見地に基づく助言を行うことによって、地球温暖化対策に資する有望な技術を社会に普及展開していくという上で貢献するものというふうに理解しております。

対象となる課題につきましては、その年の採択課題件数にもよるんですけれども、例年、50から70課題程度ございまして、それらの課題に対して、事業監督者として、いわゆる外部有識者、例えば大学の先生などに御参画いただいたりですとか、そして、有識者の立場から、事業に対する助言等を行っていただくというような人を配置したりですとか、課題管理者として、今は委託している事業者の方に御担当いただいているんですけれども、それぞれの課題に対して、先ほど申し上げたような、例えば評価委員会の運営等のサポート的なところをお願いするといったような体制を構築するということとしております。というのが、大きく分けて本事業の内容のうちの2つのうち1つということになります。

もう一つが、このページの右側の、業務概要の、先ほどのところが管理業務というところで、もう一つ伴走型支援、モデル事業というふうに書いてありますけれども、こちらです。環境省では、これまでも新たな技術の導入効果の実証ということで補助事業を実施しているんですけれども、それらが、必ずしもその後の効果といったところが明確に見られないというところがあったので、その普及展開の模範となり得るモデル性の高い事業を対象として事業展開する上で、阻害あるいは成功の要因というところを整理して、同様の事

業を実施している他事業者に対してガイドライン的に共有するといったことなどを行って、事業化に向けた支援を行っているというところでございます。というのが事業概要の説明となります。

今回、市場化テストのお話を受けまして、昨年度から、総務省の御担当者と調整あるいは相談を進めてまいりましたけれども、B-4のほう、契約状況等の推移のほうの資料にありますとおり、本年度事業の入札に当たりましては、事業者への声かけ等、積極的に実施したり、あるいは仕様書を一部変更、修正することによって、2者応札として改善を図ってきたというつもりでおります。

来年度事業につきましては、本年度の仕様書をさらに改善を図るところで、入札に向けた積算根拠となる回数ですとか数量等といったところの明確化を図る。あるいは、具体化に伴って仕様書の改善を図ってきたというところでございます。

加えて、実務責任者の資格であったり実務経験においては、類似業務の範囲を官公庁等の業務というふうに拡大いたしまして、さらに昨年度に引き続き説明会を実施するということで、さらなる競争性の確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

浅羽先生、お願いします。

○浅羽副主査 御説明いただきどうもありがとうございました。また、最新の入札において、複数入札になっているというようなことから、かなりいろいろと工夫されているんだというようなことは認識しております。

ただ一方で、やはりちょっと分からないというか、もうちょっとここはどうなのかなと思う点がありますので、その点について御教授いただきたいと思います。

これは、資料B-2、実施要項本文案の46分の42ページのところで評価基準表が一覧になっていて、この中で少し気になったのは、4と5、4の業務の実施体制の中の4.2、さらには、組織の実績のところ、要は過去に実績があると、加点のところで、合わせて35点と25点の60点割り振られていると。これは、ここをすごく重視するんだということのそのことは別に何の問題もない、つまり、経験があるということは非常に重要だというメッセージは受け取れるところです。

ただ一方で、加点が全部で150点、うち15点が働き方や賃上げに関して、それを除くうちの60点というふうになると、相当重いなという感じがしているところです。中でも、組織の実績のほうで、過去に類似業務の実績ということで、3件以上を有していれば、まず可、これも最低限度ですよという意味と思いました。最低限度というか、ここは任意の項目なので、なければ駄目ということではないとは思いますが、3件以上と。ただ、この事業の受託者は、本事業を単年度のものとして過去からずっとやってきているということを押見いたしております。いつから始めたのかということは手元で分からないんですけど、平成28年度の業務実績、本件の実績の報告書が公開されていたりしますので、それから数えると、もう相当の回数になって、しかも、このずばりの事業をやっていますので、これだけ見ると、相当従来の事業者が有利になってしまわないかな、あるいは新規に入る事業者が不利なんじゃないかというふうに、バリアのように思ってしまうのではないかと。おっしゃりたいことはすごくよく分かるんですけど、バリアになるおそれがないのかということについて、4.2と5について、若干ちょっと危惧をしているところです。

この点について御教示いただきたいと、あと考え方を御教示いただきたいと思います。
○今野室長補佐 御指摘ありがとうございます。おっしゃるところはごもっともかなと思っております。ただ、本事業におきましては、先ほど申し上げたとおり50から70課題というところで、相当に多くの課題を取り扱うというところで、新規の全く何もやっていない方がいきなり入ってくるというのは、多少ハードルが高いのかなというふうに考えておまして、こういった点数配分にある意味なってしまったということもございませうけれども、いただいた御指摘も踏まえて、来年度、この評価基準表を作成する際には、点数配分については見直しを検討したいというふうに考えております。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。その場合なんですけれども、例えば組織の実績のところ、右側の備考欄のところ、3件以上の場合は可(5点)としてあるので、今のおっしゃり方だと、やっぱり最低限何かやっている実績が欲しいなというようなことだと拝察いたしますので、その場合ですと、最低こういうようなことを3件はやっているというのを必須にしてしまって、そこから上乘せの部分をごここまで厚くしないでやるとか、ちょっといろいろと工夫の余地はあるのではないかなと思っておる次第です。

以上です。どうもありがとうございます。

○今野室長補佐 ありがとうございます。いただいたコメントを踏まえて、来年度検討したいと思います。

○中川主査 辻先生、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明ありがとうございます。同じく実施要項の46分の42です。今議論に使われたページでございます。こちらの、今議論した、この業務に従事する者の類似業務とありまして、業務に従事するという限定区分でございますけれども、こちらは、実施府省におかれまして、正社員でなければならないとか、アルバイトでも大丈夫とか、その辺り、どのようにお考えでございましょうか。

○今野室長補佐 コメントいただきまして、ありがとうございます。先ほど申し上げた本事業の各課題に対して課題管理者等を配置するというにしておりますけれども、そちらについては、彼らがもともと雇用している方を採用していただいても構いませんし、事業監督者としては、外部有識者で大学の先生等を活用しているというお話させていただきましたけれども、そのために委嘱をして本事業に参画していただくということでも問題はないので、そういった御理解をしていただければと思います。

○辻副主査 なるほど、ありがとうございます。でしたら、かなり柔軟性が高いようにお見受けいたしました。ひょっとすると、初めてこれを見る方は、従事する者という文言を見た瞬間に、正社員とか勝手に誤解するかもしれませんので、もしよろしければ、そういう柔軟性があるということをごどこかに明記いただければと思います。

以上でございます。

○今野室長補佐 ありがとうございます。御指摘踏まえまして、仕様書を作成する際にはちょっと検討したいと思います。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

川澤先生、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。46分の6ページでスケジュールをお示しいただいているかと思いますが、公告の際にG E P Sで掲載する予定というのはございますが、調達ポータルで。

○今野室長補佐 はい、ございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

続いてなんですが、評価表のところ、46分の42ページのところで、4ポツの業務の実施体制の従事者の実績については、官公庁の発注ではなく地球温暖化対策技術開発に関する業務の実績となっているんですが、これはあえて組織と従事者で分けて実績を評価するという事なんですか。

○今野室長補佐 御指摘いただきまして、ありがとうございます。大変失礼いたしました。この件については、ちょっと確認も漏れておりまして、今回官公庁の実績等まで業務の実績を含めることと考えておりますので、こちらについては、現在の組織の実績のほうと合わせて、官公庁の発注などというような記載ぶりにしたいと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。46分の44ページで、令和2年度、3年度の従事時間を細かく記載いただいているかと思います。ここの中には、モデル事業に対する事業性の調査も含まれているんですが、全体の中の割合は少ないんですが、46分の46ページの実施方法のところでは、これは主に業務の内容を含めてなんですけれども、審査委員会等の運営の進捗管理のほうで、この中にモデル事業の、いわゆる業務内容とか実施時期、実施内容も含まれているという理解でよろしいですか。

○今野室長補佐 少々確認の時間いただければと思います。申し訳ございません。

改めて確認いたしましたけれども、ここの業務内容のところにモデル実証の話は記載されておりましたので、大変申し訳ございません。そちらについては、改めて追記整理させていただきますので、申し訳ございませんでした。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 先生方、御審議、それから環境省の御説明ありがとうございました。

ただいま、主には評価基準表についていろいろ御意見等が出まして、中にはちょっと修正が必要なところ、それから配点等についてはこれから検討するということでございますので、その辺のところは、環境省において御修正をしていただければと思います。

ちょっと確認なんですけども、環境省のほうに、来年度からというのは、今議題となっているこの令和5年度の実施要項から変えるという、そういう意味と受け取ってよろしゅうございますでしょうか。

○今野室長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、今審議の対象となっている令和5年度の実施要項につきまして、今、先生方から御指摘いただいたところについては、修正、加筆等をお願いしたいと思っております。

事務局のほうからは以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、環境省におかれまして引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○今野室長補佐 ありがとうございました。

○事務局 環境省、今野様、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、環境省、菊池様、同一ＰＣで御対応いただくというふうにお伺いしておりますので、そのまま、この画面のまま次の議題に入ってよろしゅうございますでしょうか。

○杉野係員 ちょっと時間が押していて、呼び込み型にしているので、今からお呼びするので少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。

○事務局 よろしくをお願いいたします。

○中川主査 それでは次に、地球温暖化対策ナレッジマネジメント事業委託業務の実施要項案について、環境省地球環境局総務課、菊池課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は１５分程度でお願いいたします。

○菊池課長補佐 よろしくをお願いいたします。地球環境局の菊池でございます。

それでは、本事業について簡単に御説明させていただきます。

地球温暖化対策は、世界が早急に対策を進めなければいけない大きな課題でございます。日本も２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。地球温暖化対策を推進しております我が環境省としましては、業務の効率化と併せてＣＯ₂削減に取り組むべく、本事業を実施してまいります。事業目的としましては、資料Ｃ－２、実施要項（案）の３ページ、資料Ｃ－３、委託業務の概要を御参考にしてください。

本事業は、環境省内で蓄積されます各種知見や情報を収集整理することにより、最新の情報にアクセスしやすく省内で活用しやすい共有手法や、情報発信作業の効率化と高度化を図るものでございます。常に最新の情報にアクセスしやすくするということがメリットとしてございます。また、併せて、カーボンニュートラルな働き方改革に関する取組の検討、支援等を内容としております。それにより、環境省職員がより付加価値の高い調査分析や企画立案を行う環境を整備いたします。

それでは、事業内容としまして、資料Ｃの実施要項（案）の１７ページ及び資料Ｃ－３を御参照ください。

ナレッジマネジメントとしましては、地球環境局内の最新の知見、情報を常に活用しやすく共有するなど高度化を図ること。電子情報として運用管理方針の策定支援を行うこと。また、資料作成において、アウトソーシングにより、統一的な体裁や読み手の見やすさ、分かりやすさを考慮したリメイク作業による業務の効率化支援を行うこと。また、カーボンニュートラルな働き方改革としましては、コロナ禍においても働き方改革が求められましたが、テレワークの推進や職場のフリーアドレス化、紙資料の削減などによるデジタル化など、効率的でカーボンニュートラルなワークスタイルの導入が必要です。業務効率化を含む働き方改革のCO₂削減効果等に関する効果測定を実施すること。また、これまでの働き方改革手法及び実行による二酸化炭素削減効果について、他の業種と環境省の働き方の違いを考慮した上で取りまとめることを目的としております。

続きまして、契約状況についての御説明でございます。資料C-4、契約状況等の推移を参照ください。

令和2年度より事業を開始しており、今年度で3年目の事業となっております。最初の令和2年度は、事業実施期間は年度途中からですので、6か月間という短い期間でございました。契約手続きにつきましては、総合評価落札方式で実施しており、予定価格を踏まえ、競争参加者資格をA、BまたはCの3等級としておりました。その結果、1者応札でございました。

2年目の令和3年度以降は、事業実施期間は通年の1年間としております。契約手続きにつきましては、総合評価落札方式を引き続き実施しておりますが、前年度の1者応札の結果を踏まえまして、競争参加資格を見直しまして、A、B、CまたはDの4等級に拡大させております。さらに、入札公告時間を標準期間より5日間延長して公募期間を長く設定いたしました。しかしながら、1者応札の結果となっております。

本年度の令和4年度につきましては、事業内容の中で、別事業として単独発注できる業務がないか、仕様書の見直しを行いました。令和3年度事業のうち、外部からの問合せに対応するコールセンターの業務を本事業の内容から外しました。その形での入札を行いました。しかしながら1者応札の結果となっております。

これらの経緯を踏まえまして、令和5年度の契約においては、公共サービス改革法による総合評価落札方式の市場化テストを実施して、契約手続きの競争性の改善を図りたいと考えております。

まず、資料C-2の実施要項（案）のとおり、市場化テストに即した実施要項案の作成を行います。また、改善点としまして、スケジュール記載の6ページを参照してください。契約手続について、入札説明会を実施いたします。また、事業の落札予定者の決定が、これまで3月末であったものを早期契約手続に努め、2月頃を目指します。それにより、落札者が決定次第、今年度事業の成果の取りまとめなどで情報共有できるものを共有、提供し、4月1日の事業開始までの準備引継ぎ期間として確保したいと考えております。

また、24ページ、別紙2の1、提案書作成審査要領においても一部変更を行いました。変更点としましては、総合評価の加点事由において、4、業務の実施体制の4.2のうち、従事者の実績、能力、資格等の審査項目におきまして、類似業務の範囲を拡大いたします。これまで、情報発信業務、働き方改革や職場環境整備に関する業務、環境分野に関する調査、検討に関する業務を類似業務の対象としておりましたが、官公庁業務を類似業務として、業務の範囲を拡大いたします。これにより、これまで自らの事業者、会社等におきまして、働き方改革を実践して実施している事業者がおりましたが、そのような委託業務として外部の業務を請け負ったような実績がないような業者も、この事業に応札する可能性が広がると考えております。

なお、事業実施内容である働き方改革や職場環境整備に関する点につきましては、2の業務実施方法における入札事業者からの事業の提案内容をしっかり審査させて担保させていただきます。

また、38ページ、別紙4により、経費、事業実施に要した人員、設備、目的の達成の程度、事業実施の組織体制など、これまでの業務実施状況についても情報を開示いたします。

以上により、競争性の改善を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

川澤先生、お願いします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。すいません、資料の41分の39を拝見していただきまして、令和3年度と4年度についてそれぞれ業務内容の構成要素ごとの実績、時間を書きいただいているかと思います。令和4年度について、3つにまた再編されているかと思うのですが、政策説明資料のリメイクというのは分かるんですが、ナレ

ナレッジマネジメント高度化支援業務というのは6月から9月に非常に偏っていて、これは具体的にどういうことをやっているのでしょうか。

○杉野係員 お答えいたします。環境省の杉野でございます。ナレッジマネジメント高度化支援業務というのは、資料作成したものに対して、職員が簡単に欲しい資料を共有フォルダの中から見つけることができるように、いろんな工夫をしていきたいと思います。それがどんなことができるのかなというのが高度化支援の取組の1つでございます。

この実感の中で、6月から10月の間で行っていたというものは、その検討時間がスケジュール上4か月間で行ったというもので、この4か月の間で、このうち令和4年度における事業は一通り終了いたしまして、3月で取りまとめというような流れになっておりますので、指標をこの4か月で実施して満たすということなので、この時間の配分になっております。

御回答になっておりますでしょうか。

○川澤専門委員 実際、成果物としては、どういうものが出来上がってくるのですか。

○杉野係員 ありがとうございます。成果物といたしましては、最終的には職員が、こういうふうに例えばファイル名を記載しましょうとか、フォルダの中はこういうふうに整理しましょうとか、今ばらばらになっている整理方法を職員が一律で整理して閲覧できるような仕組みというのをつくろうと考えているところでございます。

○川澤専門委員 タイトルのつけ方とか、結構基本的なことが高度化業務の業務内容に入ってくるというわけですか。

○杉野係員 それに限らず、例えば外部のそういう自動化ソフトというのですか、ファイルを自動化に振り分けるソフトの検討であったりとか、そういうものは実施しているところでございます。それを取りまとめる予定です。

○川澤専門委員 なるほど、分かりました。もうちょっと、このナレッジマネジメント業務が何をしているのかというのがよく分からなくて、お伺いすると、基本的なところから少し自動化をして資料を検索しやすくしたりですとか、資料を自動で生成するようなマクロを組んだりとか、そういうこともあるのですか。

○杉野係員 おっしゃるとおりです。

○川澤専門委員 それは、もうちょっと書き込んでいただいてもいいのかなという気はしました。例ということでもいいかもしれないのですけれども、抽象的な内容になってくる、何をするのだらうというのが、すいません、私はあまりよく理解できていなかったのもので、

少し実例も含めて書き込んでいただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

○杉野係員 承知いたしました。

○川澤専門委員 あと、カーボンニュートラルの働き方の支援というのは、これは基本的にはペーパーレス化ということによいのでしょうか。もっとほかに改善策が細かくあるのでしょうか。

○杉野係員 ペーパーレス化に加えて、例えば残業代を減らして使う電力を減らしていきましょうとか、そういう働き方改革にもつながるし、それに資するCO₂削減にも資する取組というのをまとめているものでございます。

○川澤専門委員 そうすると、残業代の削減というのは、いろいろなところの省庁でも、今まで国会との関係とかいろいろなことが指摘されている中で、原因となるものについてこの事業でなかなか対応するというのは難しいような気もするのですけれども、この業務ではどこまでを、メニューを、例えば残業代を削減するとCO₂が削減しますみたいな、そういうことまでを求めているらっしゃるのですか。

○杉野係員 そうですね。それを実際にやってみると、これぐらいのCO₂削減効果が図られますよというところまで試算するのが、この業務でございます。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。今伺った話だと、もっとほかの会社でも絶対できるのではないかなというふうな印象をすごく持ちまして、特にコンサルティング会社だと、今のおっしゃっているようなところというのは、かなり強みがある会社は何社もあるだろうなという気がするのです。やっぱり入ってこないというのは、もう経験で受注されていらっしゃる会社があるから先行した利益があるのではないかなというふうに思われているかもしれないのですが、もうちょっと業務の内容を具体的に書いて、実際どういう支援業務を行って、どういう効果が出ているみたいなところは、もう少し書いたほうがいいかなという気がしました。もしくは、説明会できちんと説明をされて、はっきり言って、企業で一般的にコンサルティング業務のメニューに含まれているようなものだという、そこの新しい知見が欲しいという、積極的に新規参入者に訴えかけるような声かけがあれば、ほかの事業者で新しい知見が得られるということも環境省にとってメリットだと思いますので、そこはぜひ御検討いただければなというふうに思いました。

以上です。

あと、やっぱりデロイトがやっていらっしゃると思うのですが、ほかの同じような企業、コンサルティング会社とかにも声かけしてはどうかというような気はしました。

以上です。

○杉野係員 ありがとうございます。おっしゃっていただいているとおり、働き方改革は1つの、今応札している企業に限らず、多分いろんな企業でやられていると思っておりまし、省庁に限らず自社でやっていたりとかしている企業もあると思うので、多岐にわたってお声がけさせていただくとともに、仕様書の変更も図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 辻先生、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。私も、ただいまの川澤先生と同じような問題意識を持っておりまして、恐らく、ちょっと探せば、似たような業務を得意となさる方がいらっしゃるのではないかなと推測いたしますので、例えばの御提案でございますけれども、現状の実施要項案は、具体的にどんなものが求められて評価されているのかが分かりにくいかもしれません。

つきましては、もし可能であれば、従前、このような課題があつて、それに対してこういう解決策を教えてもらったとか、一番いいのは、非常に具体的な話をしていただければいただけるほどいいと思うのですけれども、もし難しければ、事象を抽象化していただいて、こういう課題があつた、これについてこういう方向性の成果物を頂いたとかというのを具体例で示していただけると、これだったら我々もできるかもしれないとかというふうに、新しい方々が考えてくれるかもしれないと思いました。それがまず1点目でございます。

それから、念のためスケジュールについてちょっと確認を申し上げたいのですけれども、実施要項の41分の6でございます。これを拝見すると、一番上、入札説明会が12月の下旬とあつて、その次、提案書の提出期限が1月の中旬となっております。個人的には結構かなりタイトかなという印象を持っておりまして、これはひょっとして、手を挙げそうな方々が属する業界においては、このようなスケジュールであっても特段問題ではないという、そういう理解でもよろしいのでしょうか。

○杉野係員 すみません、環境省の杉野でございます。御指摘いただいたとおりかなと思っております、しかも契約状況の推移にも記載させていただいているとおり、入札公告

の期間を多めに取るというのを今年度も実施させていただきますので、1月中旬に、もうちょっと下に先延ばしというか、1月下旬から2月上旬になるスケジュール感になると思いますので、こちらは修正させていただきます。失礼いたしました。

○辻副主査 ありがとうございます。

最後でございます。同じく実施要項の41分の4ページでございます。(2)のクオリティーの問題です。対象業務の質でございます。

こちらを拝見すると、例えば、ある業務内容で、このナレッジマネジメント事業委託業務とカギ括弧がされておりますけれども、これは、別紙1の仕様書に書いてある内容という理解でよろしいのでしょうか。

○杉野係員 おっしゃるとおりでございます。

○辻副主査 でしたら、恐らく新しい方々は斜めで読んでしまいますので、この辺りも、(2)を見るだけでもすぐ別紙1に飛べるように、形式面でございますけれども、ページ数等を示していただければと思いました。

それで、同じところの一番最後のポツでございますけれども、長時間労働・残業の是正等に向けた職員の行動変容施策の策定・実施を行うことというふうに書いてあって、施策の策定・実施を行うというのを見ると、これは政策立案を行って、かつ実施をしなきゃいけないのかと思って、かなりハードルが高いようにも見えてしまうのですが、この辺り、実施府省は、どのくらいのレベルのものをお求めになっていらっしゃるのでしょうか。

○杉野係員 環境省の杉野です。そんなに大それたものを考えているものではございません。この行動変容施策、いわゆるナレッジマネジメントのこの働き方改革に関して、こういうふうに行動していったらいいよというものを、事業業務の中でアンケートとかヒアリングとか図りながら、そういうものを起こしていったほうがいいよというものを決めて、実施、実際にトライアル的に職員の中でやっていただくとか、そういうことを考えているものでございますので、施策の立案、施行みたいな形を考えているものではございませんので、ここの書きぶりに関しては訂正させていただこうと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。川澤先生と辻先生のほうから、まず、ナレッジマネジメント業務について、カーボンニュートラルについてもですけれども、業務の内容をもう少し具体的に事例を書き込む必要があるのではないかと、いう御指摘をいただきました。環境省のほうで検討して、この点は、実施要項ないし仕様書のところに具体例を幾つか書き込むということによろしいでしょうか。

○菊池課長補佐 そのようにさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それから、先生方、今の点、1つ目の点はそれでよろしいでしょうか。

○中川主査 結構です。

○事務局 恐れ入ります。

それから、41分の6ページ目のところで、辻先生からも御指摘いただきました提案書の提出期限、これを1月中旬では少しタイトだという御指摘ありまして、これは1月下旬に修正するということによろしいでしょうか。

○菊池課長補佐 はい、そのようにいたします。

○事務局 先生方も、こちら、1月下旬の修正ということによろしいでしょうか。恐れ入ります。

最後、もう一つ、41分の4ページ、こちらのナレッジマネジメント事業委託業務、この部分につきまして、実施要項の別紙の仕様書のページ数を具体的に示す。その上で、3ポツ目、長時間労働・残業の是正等に向けた職員の行動変容施策の策定・実施を行うこと。このポツについて、これだけだと政策の立案、それからその遂行というところまで実施要項で求めているかのようにも読めてしまうという御指摘もいただきました。この部分につきましては、それほど大それた業務を委託するものではないという御説明が環境省からありましたので、その旨が事業者にも読み取れるような形で、環境省のほうで表現を修正するということによろしいでしょうか。

○菊池課長補佐 はい、そのように修正いたします。

○事務局 恐れ入ります。

先生方、以上、大きく分けて3点の御指摘ありがとうございました。

事務局からの確認は以上でございます。

○中川主査 川澤先生。

○川澤専門委員 追加で2件だけ、申し訳ありません。今の41分の4の業務の質のところのア2つ目のポツで資料センターの業務とあるのですが、資料センターというのが何なのかということを定義されていなかったような気がするので、もしされていなければ、これが何なのかというのを書いていただくか、別の用語に置き換えていただいたほうがいいのかというふうに思いました。

あともう1点、過去の成果物というのは公表されていらっしゃるのでしょうか。先ほど、ナレッジマネジメント業務の具体的なというふうに申し上げたのですが、恐らく成果物を見ればそれもより詳細に分かると思いますので、今成果物のURLとかが掲載されていないので、多分それを載せて、過年度分載せていただいたほうがいいのかというふうに思いました。

以上2点です。すみません、追加で。

○事務局 川澤先生、ありがとうございました。資料センターの定義につきましては、環境省のほうで確認の上、必要な事項を追加記入していただければと思いますがよろしいでしょうか。

○菊池課長補佐 はい、よろしいです。

○事務局 恐れ入ります。

もう1点目の、過去の成果物の公開につきまして、環境省のほうで、追加で公開できるもの、指摘できるものはございますか。

○杉野係員 環境省の杉野でございます。ホームページ上で公開しているものはなく、国会図書館で公開しているということで公開というふうに書かせていただいております。それが対応可能であれば、見ていただくというのが通常のやり方かなとは思っておるところですけれども、こちらにつきましても、予算担当等とも確認して、どのような公開方法があるのか検討して進めさせていただきます。

ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございました。

以上、御指摘いただいた点を、環境省のほうで今回直せる範囲につきましては直していただき、そちら、先生方に確認していただいた上で、次のパブリックコメントの手続に移るという形で進めていきたいと考えております。先生方、以上でよろしいでしょうか。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、環境省におかれまして引き続き御検討いただき、必要な修正等を行って、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○菊池課長補佐 ありがとうございました。

○事務局 環境省、菊池様、御説明ありがとうございました。

(環境省退室)

—— 了 ——